

「土木工事施工管理基準」の令和7年4月版への改定について

1 改定の基本的考え方

- ・原則として、九地整の施工管理基準(R6.4)に準拠する。
- ・県独自の規則、通知に基づくものはその規定に準じる。
- ・港湾漁港編については国交省、水産庁の基準に準拠する。

2 主な改定点(一般土木編)

		工 種 等	変 更 点
総 則		(2) 適用, (4) 管理の実施, (5) 管理項目及び方法, (6) 規格値, (7) その他	九地整「施工管理基準」に準拠
工程 管理		前書き	九地整「施工管理の手引き」に準拠
一 般 土 木 編	品 質 管 理	前書き	九地整「施工管理基準」, 「施工管理の手引き」に準拠
		「基礎工」「場所杭工」「既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）」	追加
		試験項目・方法・基準・適用	各種基準の改定に伴う（参照頁, 表現の変更や追記等）
	出 来 形 管 理	前書き	九地整「施工管理の手引き」に準拠
		「橋面防水工（シート系床版防水層）」	追加
		測定項目・基準・箇所等	各種基準の改定に伴う（参照頁, 表現の変更やICT対応の追記等）
	写 真 管 理	前書き	九地整「写真管理基準」に準拠
		「砂防ソイルセメント（転圧タイプ）」「砂防ソイルセメント（流動タイプ）」	削除
		撮影項目, 撮影頻度等	各種基準の改定に伴う（表現の変更やICT対応の追記等
港 湾 漁 港 編	品 質	備考欄の記載内容	誤記修正
	出 来 形	「鋼矢板工」「控工」「鋼杭工」の測定項目	港湾局・水産庁基準を準用
		「場所打コンクリート工」「上部コンクリート工」「滑り材工」の規格値	県の従前の規格値を採用
附 録		「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」 「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」	追加